

資料3 有識者資料

小畠委員資料

第4回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ・意見

(29・5・31～小畠輝海メモ)

1 学校等と連携した修学支援の実施等(13条)

○ 非行少年等に対する支援

(1) 更生保護施設・両全会(定員20名)の現状と方策

当会は、少年院からの仮退院・家庭裁判所からの補導委託・更生緊急保護で女子少年を保護することがある。殆どの者が就労し、自立、親元へ帰ること等を目指すことになる。

当会の在会期間が平均4カ月程度と短いところから生活指導、就労支援以外の処遇体制は中長期の修学支援を行う体制を含め十分でない。

かつて、補導委託の女子少年を保護し通信制高校に通学支援したことがある。めったにない事例であったため、他の在会者との関係で本人の修学環境をいかに整えるか、また、関係の学校、教育委員会等の関係機関についても更生保護施設について殆ど知識がない等の問題があり苦労したことがある。

多様な対象者に合わせた効果的な処遇体制を構築し再犯防止効果を上げるために更生保護施設を活用してもらいたい。既に、第3回検討会で述べたように更生保護施設在会期間を対象者によっては、1年程度保護できるよう保護期間の延長が出来る更生保護施設の体制強化が必要であり、そのための職員・予算の充実が望まれる。

(2) 少年院の修学支援体制の強化が必要

① 少年院では、義務教育を修了していない在院者等に教科指導を行い、学校教育法に定める“準ずる教育”として児童の在籍校の卒業証書を取得できる仕組みとしている。

一方、児童福祉法に基づく児童自立支援施設(2013年4月現在)は、総数58施設で、47施設に分校が付設されており、準ずる教育ではなく、まさに義務教育を実施していると言える。

のことから、少年院でも分校の付設が望ましい。

② 義務教育終了後の高等教育や専修学校等への復学あるいは通学等の可能性については、

少年院法第39条において、

「矯正教育は、…少年院の外の適当な場所で行うことができる。」と規定しており、さらに

同法第40条では、

「学校の長…その他適当とみとめる者に委嘱…」

出来るとしており、学校関係等と連携した教育が実施出来る法的な裏づけが出来ており、実施に向けた教育委員会あるいは校長との関係構築を行う必要がある。

一般の学校教育に関しては、地域の教育委員会及び市町村の地方自治体の協力が必要であり、再犯防止等の推進に関する法律の円滑な社会定着への有効な施策の一つになるものと思料する。

(3) 多摩少年院を視察して

多摩少年院在院者は、中卒者・高卒中退者が合わせて7割を超えている実情がある。

中卒者・高校中退者の高校への進学・復学、あるいは、少年院在院中における高校卒業程度認定試験の受験・合格が、少年の将来の可能性を大きく広げるのではないか。

また、少年にかかわらず、受刑者の中にも、高校卒業程度認定試験を受験・合格することで、就労の可能性が広がって行く者がいるのではないか。

2 効果的な指導の実施等（第11条、第21条）

○ 特性に応じた指導及び支援等

（1） 矯正施設のグループワーク中心のプログラムに個別的指導をいかに入れていくか配慮が必要

矯正施設における改善指導については、主として犯罪内容ごとに特化した特別改善指導プログラムと、一般改善指導プログラムが体系的及び計画的に実施されている。

しかし、犯罪に至った経緯や個別的な事情等の問題性に応じた指導処遇が必ずしも十分に出来ていないのではないか。これを解決するにはカウンセリング技術と多くのマンパワーが必要になる。地域の民間協力の方々の活用等の体制整備が必要であるが、まずは、特別改善指導のグループワークを中心としたプログラムに個別の問題性に応じた指導を加え効果検証ができるか。

また、例えば、再犯を繰り返す受刑者について、犯罪内容で分けるのではなく、再犯性を対象にプログラムを作り、遵法精神の涵養と社会に対する責任の在り方を重点とした指導を実施する等の工夫が考えられないか。

（2） 外部機関との処遇連携・情報の共有のためのシステムづくりが必要

矯正施設や更生保護官署においては、刑事施設の改善指導、少年院の特定生活指導及び保護観察所における薬物関係者や窃盗常習者への指導など、対象者の犯罪・非行の態様や心身の状況等に対応した指導を実施しているところである。

各機関は独立しているので指導や統一性・連續性を取ることが難しく、現在、矯正と更生保護は、その解決のための調整作業を行っている。

一方、外部機関の児童相談所・児童自立支援施設・警察サポートセンター等の関係機関との処遇連携は、まだ端緒にもついていない現状にある。

更に、精神障害や発達障害を持つ対象者については、精神保健福

祉センターや市町村単位の相談機関との情報の共有が必要となるところ、個人情報保護法等の制約、あるいは各組織の守秘義務等の問題があり、未だ、情報の共有には程遠い実情にある。

再犯防止等の推進に関する法律の具体的行動プランの策定の中には、情報共有のシステム作りを導入し処遇効果を上げる必要がある。

○ 社会内における適切な指導及び支援

(1) 更生保護施設退会者へのフォローアップ事業の推進

刑の一部の執行猶予制度の実施の伴い保護観察がついた薬物事犯対象者の回復指導に薬物専門職員を置いた薬物重点更生保護施設が参加し担うことが出来る。

また、生活相談については、現在でも退会者の相談に応じており、本格的な対応には職員体制の整備が必要であるが十分に可能である。

また、本年度から更生保護施設を退所するなどして地域で生活する刑務所出所者等に対する支援（フォローアップ事業として生活相談支援と薬物依存回復支援）を更生保護施設に委託する制度が予算化された。

保護観察所の指導の外に、更生保護施設でも、一定の期間を経たのち、対象者が通いやすい場所にある更生保護施設を指定し、薬物からの回復プログラムや生活支援全般について寄り添い支援できる体制の構築が望まれる。

(2) 社会内資源の活用により処遇の多様化を図る

抜本的には刑法等の改正が必要となり、社会のコンセンサスを得ていく必要があるが、矯正施設からの通所・通勤制度、矯正施設への帰所制度など社会内での指導機会を増やし、処遇の多様化を図る必要がある。

堂本委員資料

第4回再犯防止推進計画等検討会（2017.05.31日） 堂本意見

少年による刑法犯の検挙人数は、昭和58年の31万7,438人をピークとし、以降減少傾向にあり、平成27年は48,680人であった。

こうした中で、少年による家庭内暴力は、毎年増加を続け、平成27年は2,531件、また、いじめに起因する事件は、同じく平成27年は200件、331人であり、家庭や学校をはじめ地域社会に非行の原因が潜在している状況にあるのは明らかである。

なかでも発達障害、知的障害等、さらに家庭における虐待などは早期に発見し、適切な対応をすれば非行や犯罪に至らずにすむ場合が少なくないとのことである。現在も学校や福祉機関、警察などで少年に対する様々な施策をとっているところだが、問題は事件が起きてからの対応が多く、予防的視点が少ないとことである。

そこで、事件が起きる前に、地域で非行や犯罪を予防するために、学校、児童相談所や養護施設、法務少年支援センター、家庭裁判所、地方自治体、さらに民間の団体や個人が困難に直面している子どもたちを常日頃から守る体制をつくり、初犯と再犯を防止すべきである。

1 非行「初犯」の予防について

○家庭で虐待を受けている子どもたちのなかには、相談相手がなく、学童保育にも馴染めず、家にも自分の居場所がなく、孤立し、非行に走りやすい状況に置かれるケースが少なくない。その兆候にいち早く気づくのは保育園・幼稚園・小学校などの保育士や教員である。その場合、本人が望まないこと、また、保護者との関係を悪化させたくない学校の都合などから表沙汰にすることを躊躇せざるを得ないケースもあると聞く。非行を予防するためには、多忙な担任教師をサポートするため、例えば養護施設における家庭支援専門相談員のような専門家を学校に常駐させ、子どもや家族とのきめ細かい連絡や対応を行ってはどうか。提案したい。

また、子供たちの居場所の確保にNPO、社会福祉法人などの民間団体やボランティアの活用を図るため支援を行うべきである。

○子どもの異変に気づいた場合は、できるだけ早く、学校の教員等は、本人や家族の意見、希望にも配慮しながら児童相談所や地方自治体などの担当者と連絡を取り、対処すべきである。そのためには、福祉機関、地方自治体、地域のNPO、民間団体等が平時から連携するシステムの構築が必要である。こうしたネ

ットワーを機能させることで、子供の孤立を防ぎ、非行に走らせないよう保護者との調整が重要である。

また、子供を親から分離する必要があるようなケースについては、児童相談所と地方自治体、警察などは連携して速やかに対応すべきである。

2 犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施等について

○少年については、学習の機会が失われないようにすることが、単なる立ち直りだけでなく、その後の少年の人生において重要である。そのためには少年たちを差別し、学びの場から排除してはならない。特に、高等学校においては、在籍者が少年院に収容されたことを認知した場合は、退学となるケースが多いと思われるが、少年院に収容された在籍者について、退学ありきではなく、まずは、少年にとって望ましい選択肢を少年院、保護司等と共に考えていくという姿勢が学校関係者に求められる。

少年院に収容されている間の学習の指導・支援はもちろんのこと、少年が復学・進学を希望する場合には、出院後の復学・進学に向け、少年院、保護観察所、学校関係者等において、積極的に連携・調整を図ること。

3 犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施について

○少年院において、

・発達障害や知的障害を有する少年は増加している。

(新収容者のうち発達障害・知的障害等を有する少年の割合

平成7年4. 1%， 平成27年16. 6%)

こうした様々な事情を抱える少年に対しては、児童福祉機関その他の専門機関と連携し、その特性に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図ること。

○女子少年について

・女子の少年院入院者の非行名別構成比を見ると、覚醒剤取締法違反が26.3%、ぐ犯が13.2%と男子少年に見られない傾向が顕著である。つまり、女子少年の場合には、性犯罪被害の対象や覚醒剤事犯になるケースが少なくないため、こうした被害や非行を予防するために、法務省、厚生労働省、文部科学省、警察庁等の関係機関が連携協力し、それぞれが有する知見・専門性を生かした教育・指導・治療等のプログラムを検討・構築し、少年院、保護観察所、更生保護施設のみならず、学校、福祉施設、病院、民間の薬物依存症リハビリ施設、民間団体等において実施することにより、少年院や更生保護施設を出院・退所後も、地域社会において継続して同プログラムを受けられるよう配慮すること。

- ・少年犯罪については、虐待の被害体験を有する者の割合が高い。

平成27年6月から12月の入院者のうち、女子は42.4%が被虐待経験を有していました。「非行、初犯の予防」の項でも述べたが、早期の発見、対応が求められると同時に虐待の被害体験者は成長すると家庭内暴力の加害者になるケースも多い。こうした世代間の連鎖を断ち切るためにも、少年院において社会における人とのコミュニケーション能力を身につけ、衣食住に関する教育、本人にあつた就労訓練など、自立した生活が営めるよう訓練を充実すべきである。

永見委員資料

第4回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長
保護司 永 見 光 章

1. 地域で子どもを見守ることの重要性について

子どもたちの「再」非行防止対策を検討する以前に、そもそも「非行」を予防するため、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことが極めて重要である。私は、保護司としてではなく、地域の住民として、地元の中学校の保護者たちと一緒に「おやじの会」を立ち上げ、地域の子どもたちと保護者が一緒に参加できる様々なイベントを企画・実施したり、引きこもりや、いじめ対象となった子どもたちに地域とのふれあいを感じてもらう「餅つき大会」を企画するなどしてきた。

2. 保護司と学校の連携について

全国の保護司会では、従来から、地元の中学校と連携しており、例えば、私が所属する中野区では地元の中学校それぞれに「中学校担当保護司」を配置し、各中学校での健全育成活動やあいさつ運動などにおいて連携している。

“社会を明るくする運動”では、中学校で非行防止教室を行っているほか、運動の広報啓発活動に小・中学生に参加してもらっている（中野区、杉並区の例）。

最近では、保護司会が地域の他の関係者と連携して「子ども食堂」などを実施する取組も増えている（中野区の「子ども広場〈どんぐり〉」の例）。

また、学力不振を理由に学校から足が遠のき、生活が乱れ、非行化する傾向が強まることについては、周知のとおりであり、この観点から、最近、地域での学習支援の取組が活発化しており、BBS会が積極的に地域の学習支援に取り組んでいる。中野区の保護司会でも、更生保護サポートセン

ターを活用して、BBS会員が地域の少年の学習支援をしていました。

3. 保護観察対象者の復学・修学支援について

以上のような取組は、一見「再犯防止」に直結しないかも知れないが、このような日常的な保護司と学校との連携があるからこそ、個別の少年が非行に走ったときや少年院に入所した際、学校の先生たちと連携して、立ち直り支援をすることができる。最近では、子どもたちがネットを通じて連絡し合っていること等から、子どもたちの実態がなかなか把握できない。学校の先生を中心とした地域のみんなでタッグを組んで子どもたちを見守っていく必要がある。

以前、中学在学中に少年院に入所し、「少年院に入って初めて勉強したら、勉強は本当に楽しいことがわかった。少年院から出院したら高校に進学したい。」と目を輝かせて語った少年がいた。少年たちがこのように純粋に前向きに立ち直ろうとする気持ちを生かすも殺すも、周囲の大入次第である。周囲の人たちがタッグを組んで、サポートしていくことが重要である。



人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

主唱：法務省 第66回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

ひまわりな눔

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と
あやまちを犯した人の更生について理解を深め
それぞれの立場において力を合わせ
安全で安心な地域社会を築こうとする
全国的な運動で、今年で66回目を迎えます。
中野区においても、この運動を通じて多くの皆様の
ご理解とご協力をいただき、地域全体で立ち直りを
支えていく暖かい社会が醸成されるよう
これからも推進してまいります。

中野区推進委員会委員長 田中 大輔 中野区長



鷺宮・上鷺宮地区



北中野中学生　かみさきまつりで啓発活動

7月1日 更生保護の日
サンプラザに集合



↑「キャピック」も加わり刑務所作業作品の販売!! どれにしようかな~

野方地区



社明野方地区の集い　於：緑野中学校

江古田地区



法務省主催 第65回 中野区保護司会
「社会を明るくする運動」江古田地区推進委員会
江古田地区 夏 フェスタ

輝鼓会

タヒチアンダンス

地域のチカラ・

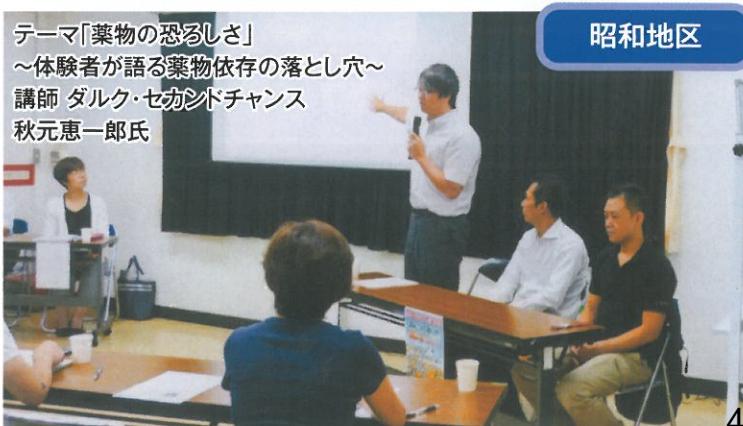
昨年度の第65回“社会を明るくする運動”的各地区推進報告会の代わりに中野区役所1階ロビーでパネル展示を。作文コンテストでは東京都において小・中学生各1名が子どもたちの参加・協力はみんなを元気にします。今年も

↓中野区役所ロビーでパネル展示。多くの方に理解され、報告することが出



“社会を明るくする運動”

昭和地区

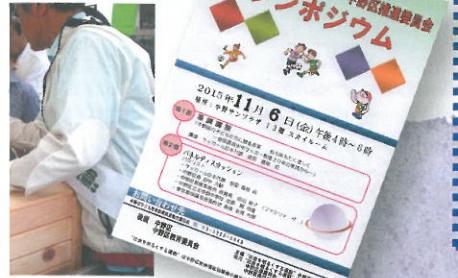


テーマ「薬物の恐ろしさ」
～体験者が語る薬物依存の落とし穴～
講師 ダルク・セカンドチャンス
秋元恵一郎氏

東部・弥生地区



第6回「坂上 DE いきいきコンサート」
第十中学校吹奏楽部が初参加



みんなのチカラ

委員会の様子です。
して皆様に報告!!
表彰という嬉しい結果!!
宜しくお願いします。

来ました



作文コンテスト
中野区表彰の様子
全員集合

↑ 東京都表彰の6年生
皆さん前で朗読しました



弥生地区



新宿少年センター 小松主査の話
インターネット犯罪のおそろしい話に
真剣に聞き入る先生達とPTA

2015.07.16

元静岡刑務所 所長 真先 薫氏による講演
「壁の中の生活と更生への道」観客数 約100名



新井・沼袋地区



鍋横・桃園地区



中野区教育長 田辺裕子氏による講演
「中野の教育は今……」



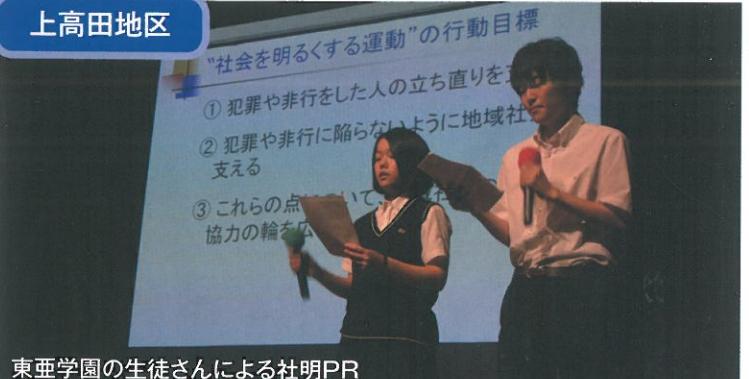
桃花小学校6年生
による鼓笛演奏

大和地区



「安心・安全な街づくりを考える」於:第四中学校

上高田地区



東亞学園の生徒さんによる社明PR
ひまわりコンサートにて

南中野地区



南中野中学校 吹奏楽部
一人一人の音色が清らかで美しい。
気持ちをひとつに演奏している姿に感動!

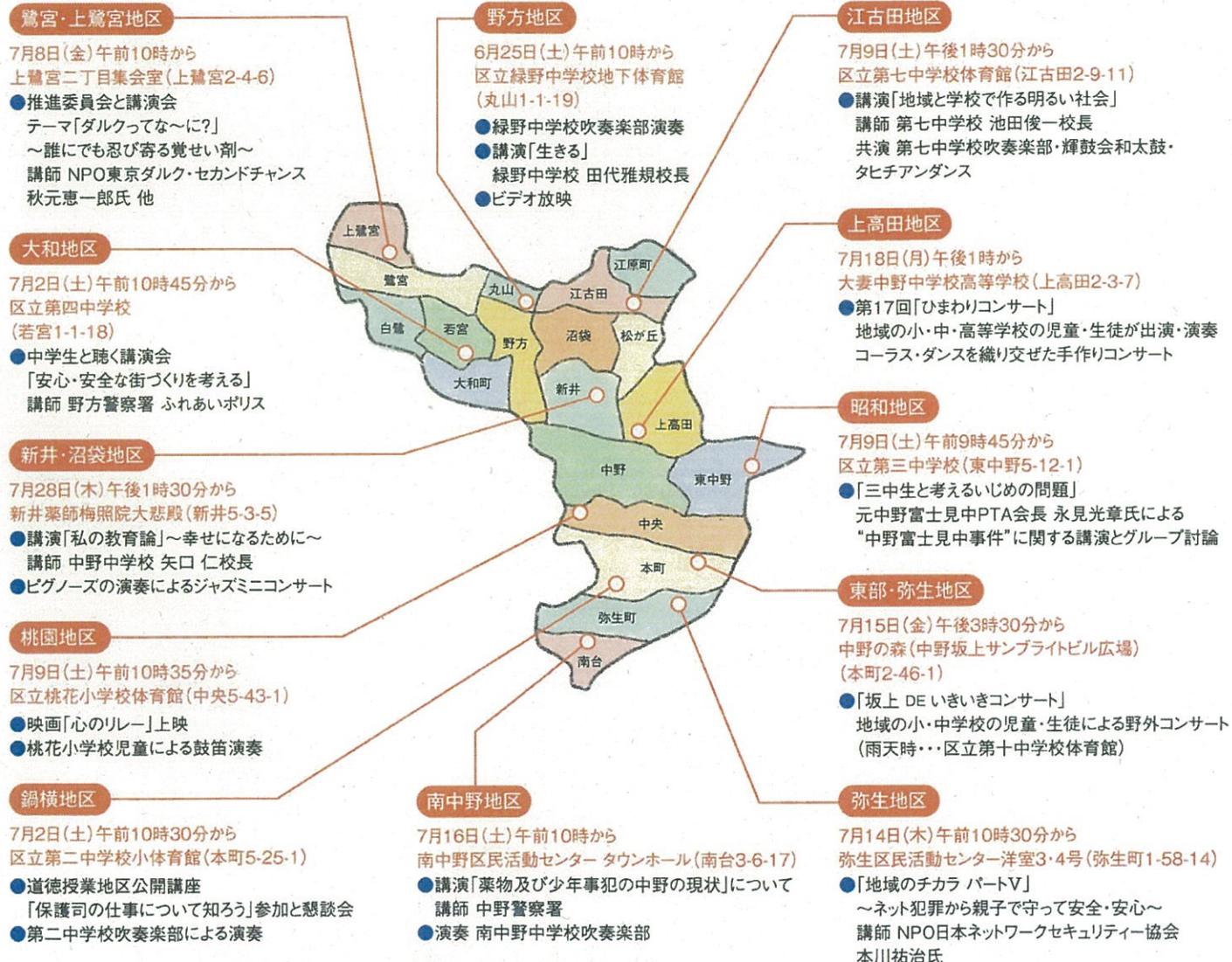
2015.07.18

平成28年度の“社会を明るくする運動”を紹介します

犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。
二度とあやまちを繰り返すことなく立ち直ることができるよう
適切な「仕事」や「居場所」などの
生活基盤が確保できることは大切なことです。
犯罪や非行を生み出さない家庭や地域づくりを考えてください。

中野区保護司会会長 鈴木 久雄

各地区活動



問い合わせ 中野区保護司会

“社会を明るくする運動”中野区推進委員会事務局

平成28年6月21日発行

協賛団体

中野区保護司会	中野区議会	中野区教育委員会	中野区社会福祉協議会	中野区民生・児童委員協議会	中野区警察署
中野区更生保護女性会	中野区BBS会	中野区保護観察協会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区BBS会
東京桐友会中野支部	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	東京桐友会中野支部
中野区保護観察協会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区保護観察協会
中野区更生保護女性会	中野区BBS会	中野区保護観察協会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区保護観察協会
東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会	中野区信金協議会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会
株式会社中野サンブランザ	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	中野区青少年年齢連絡会	株式会社中野サンブランザ
野方母の会	野方母の会	野方母の会	野方母の会	野方母の会	野方母の会
青少年育成各地区委員会(14)	青少年育成各地区委員会(14)	青少年育成各地区委員会(14)	青少年育成各地区委員会(14)	青少年育成各地区委員会(14)	青少年育成各地区委員会(14)
週刊どうきょう	東京創立ライオンズクラブ	東京創立ライオンズクラブ	東京創立ライオンズクラブ	東京創立ライオンズクラブ	週刊どうきょう
東京都立幼稚園連合会	東京中野ライオンズクラブ	東京中野ライオンズクラブ	東京中野ライオンズクラブ	東京中野ライオンズクラブ	東京都立幼稚園連合会
中野区立小学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立小学校PTA連合会
公益社団法人東京青年会議所中野区委員会	東京都交通局	東京地下鉄株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	野方防犯協会
中野区商店街連合会	中野区町会連合会	東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	中野区商店街連合会
中野区立中学校PTA連合会	中野区立小学校PTA連合会	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	中野区立中学校PTA連合会
中野区立小学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立中学校PTA連合会	中野区立小学校PTA連合会
新宿少年センター	新宿少年センター	新宿少年センター	新宿少年センター	新宿少年センター	新宿少年センター
中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会
中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会	中野区立小学校長会

ひまわり

平成28年12月 第37号
特集:税金を考えよう



「ひまわり」は、非行や罪を犯した人たちの立ち直りを助けたり、学校と連携して犯罪防止活動をする

杉並区保護司会
杉並区保護観察協会
の両ボランティア団体が、杉並区内の中学生にお届けする広報紙です

平成 28 年度
『社会を明るくする運動』
駅頭広報活動

7月6日(水)



各地域の小・中学生の
皆さんや民生委員を
はじめとする地域の方々のご協力で手際よく
素晴らしい広報活動が
出来ました。

ありがとうございました

子ども広場〈どんぐり〉通信

平成 29 年 4 月
発行 子ども広場〈どんぐり〉
代表 牧田勝夫



♪ どんぐりころころどんぶりこ
お池にはまってさあ大変
どじょうが出てきてこんにちは
坊ちゃん一緒に遊びましょ♪ の童謡のように
私たちは、子どもにとってのどじょうの役割をしたいと思います。
子ども自身が、本来居るべきところを自分の意思で探せるように手伝
いをしたいと考えています。



- * 子ども広場〈どんぐり〉では、子ども一人ひとりの個性に合せた学習支援を週1回、地域のボランティアが行ないます。
- * 季節毎の食事会をします。
- * 子どもの社会性を育むことを目指します。
- * 保護者からの相談にも応じます。
共に考え、問題解決に有効な機関を紹介することもあります。
- * その他。

対象

小・中学生

場 所：新井区民活動センター
学習の曜日・時間はご相談ください

- ・保護者が就労・その他の理由で子どもだけで過ごす子
- ・勉強が苦手な子
- ・その他

子ども広場〈どんぐり〉は・・・・・・

民生児童委員

保 護 司

更生保護女性会会員

有志と

その他賛同者

で運営しています。

メンバーには、活動を通して知り得た個人情報について守秘義務があります。

支援機関

新井区民活動センター
運営委員会

中野区社会福祉協議会

申込み・問合せ等連絡先：

宮田委員資料

修学支援の実施等をめぐる問題について

宮 田 桂 子

第1 第4回のテーマについて述べる前に 一 「入口支援」をめぐる問題

第3回の検討会の席上、当職のメモによれば、川出敏裕先生から

「起訴猶予に際しては、従来、訓戒等がされてきているが、「刑罰を科さない」というところに意味がある。社会復帰への積極的な働きかけができなかつた従来の起訴猶予制度を一步進めたものとして現在の入口支援を評価することができる。もともとの起訴猶予対象者である軽微な犯罪をした人を福祉に繋ぐということを推進する必要はもちろんだが、軽微でなくても、様子を見ていく必要のある人に対処することを考えるべきだ。もちろん、有罪ではないのだから、処分の強制はできないし、福祉は強制できる性格のものではないが、被疑者と弁護人が相談して同意をしたものについては、福祉に積極的につなぐべきで、一部地検ではそのような運用がされており評価できる。」

という趣旨のご発言があった。

この点について、刑事事件、福祉的支援に携わる弁護士として危惧感を覚える部分があるので再度言及をしたい。

現在、検察官が「入口支援」をし、庁内あるいは庁外の社会福祉士との協力などにより、起訴猶予相当と考える被疑者に対して福祉的支援を行っているが、これは、「評価できる」ということで終わらせることのできない問題であるように思われる。

そもそも、刑事手続では

「罪を犯したのかどうか」

の判断があり、罪を犯した者に対しての処分がなされることになる。罪を犯しておらず不起訴になる者（嫌疑なし、嫌疑不十分、犯罪該当性なし）と、罪を犯したが起訴猶予となる者とは、一般人からみて区別がつかない。同じ「不起訴になった人」である。

障害者・高齢者等には、その社会的な立場や防御能力の弱さから、罪を犯していないのに嫌疑を掛けられる者が一定数存在する。そのような者が福祉につながれば「より生きやすくなる」というときに、検察官が関与して福祉につなげることになると、罪を犯していないのに、外形的に、犯罪をした者と同じような扱いを受けながら福祉へと架橋されることになり、かえって、社会からの誤解や偏見を招くおそれがある。現在法務省刑事局の考えている「入口支援」は、このような危険を回避し得ないものなのではないかと危惧するものである。

また、現実に犯罪をした者である場合であっても、犯情事実=罪となるべき事実に直接関わる事実関係や一般情状=その他の酌むべき事情について、起訴前の極めて短期間の時間に、正確な資料を集めの作業が大変であるところ、それに加えていかなる医療・福祉が妥当であるか判断するための資料を集めることがどれほど困難であるか、ということである。犯行に至ったのは、貧困が原因なのか、貧困の状況に至るについて障害が存するのかどうかすら、見定めることが難しい場合がある。

例えば、認知症が発症しているかどうか、知的障害・発達障害が存するかどうか等について、検察官が判断し得ない場合は多いだろう。このことは、東京地検における社会復帰支援室に「ホームレスである」ということを理由とした支援が多いところ、ホームレス支援をしている団体によれば、ホームレスの人には精神・知的等の障害を持つ者が少なくないのであり、検察官において障害の問題が見えていない可能性が高い。犯罪原因の見定めが誤れば、福祉に繫いでも生きづらさの解消はできず、ときにはそれが再犯につながる場合もある。

考えられるべき制度は、高齢者・障害者に対しては、刑罰を科すのではなく、判決前調査に基づいて、福祉や医療を受けさせることを裁判で命じる方向性であろうと思われる。医療や福祉は、治療や福祉を受ける本人の意思に基づいてなされるべきものであり、これが、検察官の不起訴裁量により「これに応じれば起訴しない」といわれること、とくに、再起の可能性を示唆ないし制度化することによって治療や福祉につなげることを強制するのであれば、①本人の意思に反してなされるのであれば不利益処分として憲法31条への抵触の問題が生じ得るし、②何より、自己決定権に基づく医療・福祉という理念が大きくゆらいでしまうことになるうえ、③刑事司法における当事者主義はどこに行ってしまうのか、という根本的な問題に突き当たることとなる。

医療や福祉を裁判手続において命じるとすれば、例えば、医療観察法における、審判に先立った医師による精神鑑定や、判断者たる医師（精神保健審判員）や精神参与員といった医療や福祉の専門家を裁判に関与させるシステム、少年審判における、社会学・心理学等の専門家である家裁調査官の調査等の方法を参考とし、スキルを持った専門家の関与による調査・意見聴取をすること、そのあらゆる過程で、裁判を受ける本人の意思の確認や権利擁護のために弁護士が関与し、十分な支援をすることが不可欠である。

裁判所の関与によらない方法としては、海外での修復的司法の試みとして実施されている、地域での調停の制度（軽微な窃盗事件等が中心であったが、その範囲は拡大されてきている）の導入が考えられる。犯罪をした者と被害者との対話により被害者の立場を理解させ、被害回復や社会への帰順を図ろうというものである。このような話し合いの場に移行することで犯罪に対する対応を地域に委ね、福祉的視点についてもその中で検討をするということが指向されてもよいように思われる。

本来は、再起と結びついた検察官の「入口支援」や保護観察と結びつけた検察官の「入口支援」なるものは、本人の意思決定の自由が保障されていると言えるのか疑問であり、裁判所において適正な手続で決定すべきものであると考える。

少なくとも、現行の「入口支援」においては

- ・弁護人が選任されること
- ・弁護人により被疑者本人の意思決定に対する支援がされること
- ・弁護人が付されていても、通常の情報提供では理解が困難な人に対しては、その人の能力に応じたコミュニケーション方法（例えば、普段、当該障害のある人と接している人が立会い、理解できる表現で伝える、理解できているかどうかをチェックする）をとること

- ・意思決定過程を記録すること
- は不可欠であり、
- ・軽微事件だから弁護人選任がないまま手続が進められること
 - ・弁護人を無視して、被疑者と検察官との間で手続が進められること
- は絶対にあってはならないものと考える。東京では、障害者・高齢者等の問題について研修を受けるなどして知見を持った弁護士の「S-H 名簿」が作られ、裁判所が勾留の時点で障害の存在を示す証拠のある事件については、国選弁護人選任をそのような専門性を有する弁護士から選任し、積極的支援が受けられる体制が作られている。このような中で、
- ・被疑者の拒絶等により弁護人が選任されない
- というケースもあるし、弁護人が選任されても、検察官が、
- ・不起訴判断を前提に福祉につなげることについて弁護人に何ら相談しない
 - ・検察官が弁護人に何ら連絡なく、検察庁内の福祉職に福祉連携の調査を命じる
- といった事例も存在し、そのような事件処理をした検察官は
- ・福祉につなぐことはいいことなのだから自分がそう判断してそうやればいい
- というパターナリズムに陥っている可能性もある。

川出先生が「被疑者と弁護人が相談して同意をしたものについては」とおっしゃられたが、この点は極めて重要であり、現在、そうでない例も存し、かような中で「入口支援」が進められていることが、私の、もっといえば、弁護士全体（少なくともこの問題に関心のある）の危惧しているところなのである。

そして、矯正や保護では「処遇」がされ、そこでは、犯罪をした人は「対象者」である。しかし、そのような人達が医療や福祉を受けるに対しては、支援を受ける「主体」そのものであり、支援者と支援を受ける主体は対等な（医療では対等とはいえないかもしれないが）契約関係にあるということを忘れてはならない。

第2 修学支援の実施等をめぐる問題について持つべき視点、考えるべき問題

1 法務省の教育に対する認識の問題性

(1) 教育への不適応は本人の努力不足以外の要因がある

資料1「現状と課題」5頁は、犯罪をした者等の進路選択の幅の狭さを「修学に関する基本的知識等の不足、過去の学校生活における成功体験の少なさ、将来設計に対する見通しの甘さ」等としているが、これでは問題認識が不足している。

学校への不適応を起こし、非行を起こす子どもは、家庭や学校において十分な指導・支援を受けておらず、それゆえに対人スキルを身につけておらず（例えば、挨拶ができない）、我慢をするという経験がなく、基本的な社会生活を知らない等といった欠落を有していることが少なくない。この協議会に参加している方々は、比較的裕福で知的にも問題のない家庭に育った方が多いと思うが、貧困・葛藤家庭で育った人が

「ホームドラマというのは作り事なんだと思っていた。普通の家では、家族でご飯を食べるんだね。僕は小銭を持たされて一人で買い食いしたことしか

なかった。」

などということはざらである。小銭すら持たされず、飢えて学校の教室の片隅で元気なく座っているだけだとか、盗みをして腹を満たすとか、そういう子どもも相当数存在している。

また、これは法務省でも調査がされているところではあるが、少年院入院者の多くは虐待の被害者である。平成13年、日弁連では非行少年やその保護者、非行をしていない高校生へのアンケート等を行い、対照作業を行うなどしている。非行少年の過半数は虐待経験を持っており、それが家に帰らないで街中を徘徊する、あるいは家出の要因や不良集団への加入の要因となり、あるいは飢えや欲求不満の解消のために盗みをし、対人関係における問題解決手段が暴力的になり等といった問題行動につながり得るのである。子どもへの虐待の防止は、再犯防止のために極めて重要な視点であるが、このような認識は共有されているのであろうか。

そして、虐待について考えるときには、虐待的環境からの子どもの救出という視点だけでなく、親の貧困等による苛立ちが暴力に向かうことも多いし、親自身が虐待を受け、それが子育てだと考えている場合も少なくないことを考へると、親への積極的な支援が必要である。親への対処が、「虐待する親への厳罰」というのでは根本的な問題解決にはつながらないことを共通認識とすべきである。

そして、学校での不適応が生じるのは、本人の努力不足とは限らない。貧困や低学力によりいじめの対象となり学校に行きづらくなることもあるだろう。そのようなときに、教員が不適応の原因を探ろうとせず、子どもを頭ごなしに叱るようなことがあれば、子どもは学校を拒絶するだろう。

家庭にも学校にも行き場のない子どもは、盛り場に集まる。非行防止のために盛り場を巡回するのは結構だが、その子ども達の行き場をどうすればいいのか、という視点が欠けているところに、現在各地で行われている補導連絡会の活動の限界がある。

(2) 障害があればなおさら不適応が大きくなり得る

支援の不足による不適応は、障害がある場合には特に顕著であり、障害のない子どもであれば自分で学習できることが、特別な支援がなければ習得できないということもまま生じる。

第1～第3回の会議の中では、受刑者には高齢者・障害者が多数いることが指摘されている。保護の対象となっている者についても障害のある者は少なくない。障害を持つ人への特別なニーズに配慮した教育という視点を持たずに、犯罪した者の多くに対する教育は実効性を持ち得ない。

ア 障害ゆえに学校への不適応を起こした者は少なくない

犯罪をした者は、障害や障害に基づくコミュニケーション能力や知識の欠落等によって生きづらさを抱え、犯罪に至っている場合が多い。

犯罪をした人の中には障害を有する人が多いことは、第2回会議でも指摘

されたところであり受刑者の約2割は知的障害域であり、境界域（80未満）の者を含めると4割以上を占める。

知的障害があれば中学校での学習について行けないことが多いし、境界域でも高校の学習にはついていけず不適応を起こして中退する等の可能性が高い。

今回提出にかかる法務省の犯罪をした者等の教育程度についての資料をみると、中学卒業が38.5%、高校中退が24.6%であり、かような知的な能力の低さが原因である可能性がある。

特別支援教育を受けている知的障害者は、自らの障害の存在を認識し、福祉サービスを受けることを指導される機会を有するので、療育手帳を持っていることが多い。法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」（平成26年3月 研究部会報告52）によれば、平成24年時に、療育手帳を持つ受刑者は315人、総受刑者の0.7%に過ぎない。そうすると、受刑者の中には、特別支援教育を受けておらず、普通学校に行き、能力が追いつかずには不適応を起こした知的障害者が相当数いるものと考える必要がある。

前回の医療、福祉の問題については、法務省は障害を有する犯罪をした者の存在について強調している。しかし、教育について「障害」という視点が全く抜け落ちているということは、法務省が、障害のある者の社会内における対応を福祉に投げればよいとの考え方を持っている一方で、矯正・保護の現場における障害者のニーズへの配慮を欠いていると非難されても仕方ないのではなかろうか。法務省は、知的障害、あるいは発達障害といった、障害特性や個別のニーズに応じた教育がなされてこなかった結果として犯罪に至っている者が相当数いるという視点を持ち、知的障害域、発達障害・精神障害の可能性のある受刑者に対して、いかなる教育を受けてきたのか、その成績などの学校での適応状況等に関する調査を行うべきである。

イ 障害を有していれば「達成感を与える」ための教育で躡く例もある

少年院での教育で、目標を与え、それを達成させ、成功体験を積ませるということは非常に有益であり、少年の立ち直りに資するものである。

しかしながら、障害者弁護に詳しいある弁護士からの報告によれば、知的障害と発達障害を併せ持つ少年が、少年院において、課題がクリアできればステップが上がるというカリキュラムにおいて、次のステップになかなか進めず、後から入所した少年に次々と追い越されて益々自信を失ってしまったという例が存する。「他の人ができる」ことができない原因は那辺にあるのか、ということを考えることなく、障害のない人からの視点だけでも「目標を設定する」ということは危険である。

知的障害、発達障害等の障害を持つ人が与えられた目標を達成するためには、その障害に応じた配慮が不可欠なのである。

ウ 特別なニーズへの対応方法は存在する

もちろん、私は、知的障害等を有すれば高等教育を受けても成果が出ないというつもりはない。知的障害等を有する人に対しては、特別な配慮が必要だ、と述べているのである。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、平成14年から同16年にかけて、知的障害（とくに軽度知的障害）のある人が高等教育を受ける場合の支援体制についての研究を実施している。

http://www.nise.go.jp/blog/2005/03/kadai11_1.html

法務省が高校卒業や大学進学を含めた高等教育を受刑者、保護対象者に対して検討するのであれば、相当数の受刑者が障害を有する、あるいはその疑いが存するのであるから、かような研究実績を十分に考慮し、障害に配慮した支援ができるような体制を作ることが必要であり、例えば、障害者教育に対するノウハウを持つ外部の講師の受け入れやわかりやすい教材の入手などは不可欠な配慮といえよう。

中学校卒業程度の学力につける場合についても、知的障害があれば、わかりやすい表現、平易な言葉を用いた教材、視覚的でわかりやすい教材等を用いて教育をする必要があるし、発達障害であれば、時間割や指導のプロセスの可視化などを検討する必要がある。上記研究所では、障害に応じた学習補助器具やその利用方法等の紹介も行っている

<http://kyozai.nise.go.jp/>

中学校卒業の学力を付けさせるためには、高等教育以上に、外部から、障害に対応できる講師の受け入れ、教材の入手をすること等が欠かせないだろう。

障害者権利条約24条は、障害者の教育についての権利を以下のように定めている。矯正や保護の現場で、障害者への教育を行う場合には、これらの点を十分に配慮したものである必要がある。

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会にお

いて、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受すること
ができること及び中等教育を享受することができること。

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な
教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という
目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員
として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上
での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。この
ため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様
式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及
び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾啞社会の言語的な同一性の促進を容易にすること
 - (c) 盲人、聾啞者又は盲聾啞者（特に盲人、聾啞者又は盲聾啞者である児童）
の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手
段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われる
ことを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は
点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並び
に教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するか
を問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、
障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び
代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法
及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、
一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができる
ことを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供される
ことを確保する。

エ 「非行」の防止のためにはもっと広がりのある視点が必要である

配慮があれば能力を伸ばせたはずの者が、配慮の欠けた環境で育ったことで
不適応を起こし、学校に通えなくなり、学校卒業にふさわしい学力をつけられ
ず、あるいは進学できなかったといった事態となり、結果非行や犯罪に至って
いるという可能性を考えた処遇が必要であることは上述のとおりであるが、犯
罪をした者に対応する司法、矯正、保護の現場において、そのような者がいか
なるところに躓きがあったのかを調べることができないだろうか。かような「再
犯防止法」の存在が、各省庁の協力関係をうたっているのは、個別施策につい
ての協力だけではなく、それぞれの施策の内容を向上させるための情報共有に

もあるはずである。犯罪をした者が教育のどこで躓いたのかを文科省に情報提供することで、それを教育行政へとフィードバックすることも可能なのではなかろうか。そうして、教育現場が代わり、配慮が行き渡れば、不適応を起こす子どもは減り、結果、犯罪をする者は減っていくのだろうと考える。

再犯の防止のための協力関係は、かような広がりをもった概念と考えるべきである。

第3 犯罪をした人に関わる者への教育について

1 法曹への教育

障害者権利条約13条2項は、以下のとおり、法律家が障害についての知識を持つべきことを定めている

締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。

しかしながら、いわゆる法曹3者だけでなく、矯正・保護に携わる者を含めて、法曹は、障害の問題や福祉の問題に関する知識を得る機会がないか、極めて乏しい。法科大学院及び司法研修所において、障害の問題に触れる機会は全くないといってよく、法曹3者の殆どは、障害や福祉についての知識を全く持たないままでの活動を行っているのが実態である。虐待の問題も同様で、それが人格に与える影響等について共通認識が存するとは到底いえない。

かのような知識の欠落が、刑務所内に多くの高齢者・障害者が収容されている実態を生み出した根本原因なのではないのか。

ある裁判官と雑談をしていた際、

「障害の問題については我々法曹が理解する必要はなく、専門家に任せれば良い」との発言を聞いた。このような考えは多くの法曹のそれであるといつても過言ではない。

再犯を防止するために、再犯防止のための地域での教育を行うことは大切だろうし、犯罪をした人への教育を充実させることもよいことだが、我々法曹が障害や福祉についての的確な知識やそれに対応する経験を持っていないということが障害者権利条約違反であり、かような違反を除き、適切な判断を導ける土壤を作るために、法曹に対して、障害、福祉に関する教育を行う必要性を強く指摘したい。

2 保護司等への教育

東京では、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、弁護士が司法福祉に関する勉強会を実施している。そこで紹介された事例の一つに、明らかに発達障害があると思われる被疑者が、少年時に保護処分となった際、何ら障害に対するケアがなされていなかったものがあった。鑑別所での資質鑑別に際してかような顕著な特徴が見過ごされたのか、保護処分の際の保護観察官や保護司が普通に接すれば違和感を覚えないはずがないのになぜこの点を見過ごしたのか、ということが話題となつた。

最近、保護観察官には福祉職が大幅に増えており、かような見過ごしは生じづらくなっているのかもしれないが、保護観察官の担当するケース数やその他の業務は過大であり、障害を見過ごす可能性がある。これを補うのは保護司であるところ、保護司に対して、障害に気づくための知識を得る機会を与え、障害に対応した指導・助言が行えるような能力の向上を図ることが必要ではなかろうか。本年度、保護司に対して、発達障害についての研修が実施され、小冊子が配布されているが、かのような情報提供、研修の機会を増やしていく必要がある

第4 学校への不適応がなぜ生じるのか

学校に来ない子どもに対して、学校に行くように働きかけば不適応は収まるのか。盛り場で見回りをして取り締まればいいのか。もしそうだと考えるのであれば、あまりに事態を単純化している。

学校に行かない子どもは、学校に行けない事情が存するのである。例えば

- ・親や家族等から暴力を振るわれており、怪我をしている、あるいは精神的に疲弊している
- ・親や友人等に教科書や教材等を毀損されてしまい、授業を受けることが困難と考える（酒に酔って親が毀損する例、同級生等のいじめで捨てられてしまうなど）
- ・親が修学旅行の積立金や給食費を渡してくれない
- ・上記のような事情が存するのに、教員にそれを説明できず、教員から叱責されて学校に行きたくなくなる

等の事情を持つ子どもも少なくないし、かのような葛藤から非行・犯罪に及ぶ者もある。

親の育児放棄、あるいは貧困により満足に食事を食べさせてもらえない子ども達に対して、各地で「子ども食堂」という形で、近隣の人達が食事の手配や悩みの相談などを実践がなされている。

また、青少年のサポートの活動として、公的施設を開放するなどして「居場所の確保」をすることは極めて重要である。各地で、非行少年も含めた、子どもたちの居場所の確保、相談できる場所の提供がされているが、例えば、東京都では、ひきこもり等の若年者支援プログラム普及・定着事業（通称名：東京都若者社会参加応援事業）の中で、非行少年の就学・就労・生活全般の悩みに関する相談対応や居場所提供等の各種支援を行うワンストップセンター「ぴあすぽ」をNPOに委託し運営している。

本当に必要なのは、このような心の通ったケアであり、見回りや声かけでは不十分であることが認識されるべきである。

子どもたちが学校に行けるような環境を整えるためには何ができるのか。まずは学校が何ができるのかを考えるべきなのではないのか。あるいは、児童福祉の問題として何ができるかを考えるべきなのではないか。このように問題を掘り下げ、各省庁での認識を深め合うことが、この協議会に求められているものなのではないのか。

第5 今非行に結びついていないが共通認識とされるべき深刻な事態

現在、少年刑法犯の少年人口比は約0.5%であり、過去最低レベルである。

しかしながら、高校生を対象とした自傷行為に関する調査では、男子7~8%、女子12~13%が自傷行為の経験がある（「教師が知つておきたい子どもの自殺予防」（文科省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 平成21年 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm）。

子ども達のエネルギーが、外に向かう非行という形では表れず、自傷、自殺といった自分に向けた攻撃として表れている。もちろん、複数名で自殺を図り生き残れば自殺関与罪等として刑法犯に当たることになり得るし、これが将来的に、周囲の人を巻き込んだ拡大自殺ともいえる行為（例えば、愛着のある家への放火、無理心中等）につながる危険も存する。

我々が、子ども達の犯罪行為、犯罪につながるおそれのある行為（虞犯）だけに目を向けるのではなく、

「子どもたちが健全に生育する」

というより高次の目標を設定し、とるべき行動を考えるべきなのではないだろうか。

第6 犯罪をした人への犯罪をさせないための教育について

1 障害者等が犯罪をしない、被害者にならないための教育の必要性

知的障害、発達障害が存する場合、反対動機の形成が困難であり、そもそも「なぜ悪いことをしてはいけないか」ということが十分認識できていない場合が存する。また、そのような障害があると、犯罪被害者となる可能性が存し、被害者となって所持金が無くなることで犯罪に至る等の可能性もある。

そうすると、障害を有する、あるいは有する可能性のある人には、犯罪をした人に対しては、わかりやすい言葉で、加害者にも被害者にもならないように教育をする必要が存する。例えば、社会福祉法人南光愛隣会は、イラスト付で極めて平易な言葉でわかりやすく説明を加えた「地域で安全に暮らしていくためにー犯罪防止・被害防止のためのテキスト」を作成している。

矯正局・保護局は、法務省統計において、犯罪をした者の中に相当数の知的障害者の存在を認識している以上、このように、平易な言葉で、わかりやすく、なぜ犯罪をしてはいけないのか、犯罪をするとどうなるのか等について教えることを検討する必要がある。

2 再犯防止プログラムの適切な運用

現在、薬物事犯、性犯罪等について認知行動療法に基づいたプログラムが組まれているが、指導のあり方や指導者の質の確保について検討がされるべきである。

認知行動療法は、認知（考え方）を、実際に行動しながら修正する療法であり、医師や臨床心理士等の心理学の専門家によって、適切な認知パターンの把握等がなされる必要があり、治療の対象者は、治療者に対する自己開示が可能となるような信頼関係が必要である。かのような意味で、処遇を指導する刑務官や保護観察官が、認知行動療法についての十分な知識を得ることには意味があるが、対象者

(受刑者、保護観察対象者)との上下関係などを考えた際に、認知行動療法の指導者としての適切性には問題もある場合も存するであろう（認知行動療法にも様々な手法があるので、あらゆる手法に問題があるとまでは言わない）。また、認知行動療法が効果を上げるために適切な指導の能力を得ることが必要で、数時間の研修でこれを身につけられるというものでもないから、心理専門職等でない限りは、かような能力取得の面からも問題が存するように思われる。このように考えれば、できる限り、医師や心理学の専門家の協力のもとで、認知行動療法のプログラムが実施されるべきである。

また、矯正の段階で、あるいは保護の段階で、再犯防止プログラムを受けたが再犯をした者も存する。その原因是

- ・プログラム自体の問題なのか（内容の可能性、プログラムの受講のさせ方（プログラムの実施時間、期間等）、テキストのわかりやすさ等）
- ・プログラムを指導した者の資質や能力の問題なのか
- ・プログラムを受ける者の心がまえの問題なのか（動機付けがなければ上滑りで終わる）
- ・プログラムがその者に合わなかつたのか（認知の問題性を認識し得る知的能力を欠いていた）

等の様々な可能性があるところ、十分な検証により、プログラムをより実効性のあるものに変えていく必要がある。

3 虐待経験者への対応

虐待の体験は、上記のとおり、問題行動を起こす極めて大きな原因であり、それは男女を問わない。

少年に対する調査はなされているが、成人に対しても虐待の経験等についての調査を行い、カウンセリング等による被害の PTSD からの回復、カウンセリングや成功体験等による自己肯定感の乏しさからの回復、教官や保護司等の他者に信頼できる人がいるという経験等ができることが必要であろう。

女性の犯罪をした人の場合、性的被害者（親からの性的虐待だけでなく、教員等の指導者、友人からの性的被害の場合もある）であることが多い。かような経験により、上記の虐待同様に精神的に大きな傷を負い、問題行動につながっている場合が多い。カウンセリング等が十分になされる必要があるし、ジェンダーの視点など、女性としてよりよく生きていくための異なった価値観の呈示等を考えられるべきである。

4 社会での生活のニーズにあった教育・資格取得を

以前、就労のためにはスマートフォンやパソコンを使える最低の知識が必要であることを指摘した。さらに、現在、物流関係では人手不足が生じており、運転免許を取得できれば、大きく就労の場が広がることも指摘した。運転免許については、そればかりでなく、地方で生活するためには移動手段として不可欠なものである。協力雇用主に免許取得についての金員負担をさせるのではなく、構外教

育の一環として、自動車教習所に通学させるというようなことも考えられるのではないか。

5 当事者による教育

以前、刑を終了した人で立派に更生している人による、当事者の立場からの講演、講義やピアカウンセリングの有用性について指摘した。

さらに、受刑者の中で、学力が高く、教科を教えられる能力のある人も存するのではないか。ある程度受刑者の厳選が必要となるかもしれないが、受刑者どうしの自学といった観点があってもよいように思われる。

6 犯罪者の所在情報と更生への支障

犯罪をした者が刑務所から出所した場合、警察が治安のためにその者の所在についての情報を得たいという欲求は存するであろうし、それが、暴力性向が強い犯罪者や性犯罪者、組織に属する犯罪者である場合にはとくにそうだろう。

しかしながら、暴力団員については、暴対法や暴力団排除条例等で、指定暴力団や団員の定義があり、そのうえで、暴力団構成員としての活動をする者について取締の対象となるということは理解できる。ただし、この問題についても、暴力団からの離脱をし、それが裁判で取り調べられたが、その情報が警察に共有されておらず、暴力団から離脱し、一般人として就職等を検討したときに銀行口座が作れない等ということで、暴力団員としての扱いがされていることがわかるような場合も存する。「暴力団からの離脱」の情報の共有及び管理も必要な課題ではなかろうか。

アメリカには、性犯罪者の（出所後の）所在を告知するメーガン法があるところ、この効果には疑問があるとの報告も存する。ワシントン州エヴァーグリーン州立大学が1995～97年に発表した報告書によれば、同州では、メーガン法成立以前の1989年に全米に先駆けて「特に危険の高い性犯罪者」についての情報の一般告知をはじめており、この調査では一般告知開始後に釈放された（つまり、情報が告知されている）元受刑者のグループと、一般告知が開始される前に釈放された元受刑者のグループ（両者とも前科の重さは同程度になるように調整されている）を比べ、それぞれ出所後54ヶ月のうちに再犯する確率を比べた。結果は、両者のあいだに統計学的に有意な差は認められなかったという。メーガン法によって性犯罪者の再犯率が減るという効果は一切認められなかったことになる(Schram and Milloy, 1995; Matson and Lieb, 1997)。むしろ、犯罪をした者の所在告知による警察の監視により、①住居から追い出され、入居を拒否される②脅迫や嫌がらせを受ける③家族が心理的に傷つけられる④コミュニティや知人から仲間外れにされた⑤失職等の被害を受けたというアンケート結果も存する。アメリカにおけるメーガン法実施後の再犯発生の実態や弊害等について、十分調査をする必要があろう。

第7 ご教授いただきたい点について

1 法制審の議論状況について

法制審では、少年及び若年者についての議論がされているところ、その議論をこの再犯防止推進計画に活かす部分があるとすれば、それはどこか。

2 社会貢献活動について

平成27年から保護観察対象者に対して社会貢献活動を義務づけることができるようになったが、この実施件数、社会貢献活動の内容、対象者の感想、社会貢献活動を提供している側の感想は具体的にどのようなものであるか、わかる範囲で教えていただきたい。

3 刑事情報連携データベースについて

平成27年度から、法務省関連の各機関の情報を共有するためのデータベースが開発中であり、平成29年度内には完成と聞いているが、

- ①何のために、どのような情報を管理するのか
- ②情報はどのように提供されるのか
- ③個別情報なのか、大量観察のためのデータなのか。
- ④受刑者や保護観察対象者等は、このデータの開示を求めることが可能なのか

といった点について教えていただきたい。

以上

和田委員資料

第4回 「学校等と連携した修学支援の実施等」【13条】

「効果的な指導の実施等」【11条、21条】

埼玉県立精神医療センター 和田 清

・薬物依存症者に関わってきた経験、及び、薬物乱用防止教育に関わってきた経験から、以下の点を述べさせていただきたいと思います。

1. 教育現場における薬物乱用の早期発見と相談・指導体制の連携構築

わが国の違法薬物使用経験率は世界一低いと言っても過言ではありません。そのような状況を作り、維持してきている原動力の一つに、学校教育における薬物乱用防止教育の継続実施が挙げられます。しかし、その一方で、不幸にして薬物に手を出してしまった生徒・学生に対する相談・支援体制は教育サイドでは構築されていないか、あるいは、事実上機能していません。警察に補導・逮捕されるか、退学処分となり、教育サイドによる学校からの「排除」をもっての「一件落着」的対応が多く見受けられます。その背景には、薬物依存というものがどのような事態なのか、教員間で共有されていない現実があるように思いますし、教育現場からの「排除」は再乱用（再犯）の予備軍を作っているようなものです。

薬物乱用防止教育の基本は「だめ！ゼッタイ！」です。しかし、それでも、ごく少数ながらも、既に薬物に手を染めてしまった生徒・学生がいるのも事実です。「だめ！ゼッタイ！」教育を継続実施しながらも、その内容の一部として、「もしも薬物に手を出した場合、あるいは、既に薬物に手を出している場合は、養護教諭等に相談し、精神保健福祉センターに相談しましょう」というようなメッセージと精神保健福祉センターの一覧表を盛り込むなど、学ぶ事項の中に、「再乱用防止的な視点」を入れていくことが必須だと思います。教員に対しては、研修等でそのことを周知すると共に、万が一の事例が発生した時の「ガイドライン」等を作成し、教員に対する周知を図っていくことが重要かと思います。学生に対しては、たとえば、停学処分にし、停学中の「回復」への取り組みをみて、復学を認めるかどうかを判断する等の再乱用（再犯）の予備軍を作らないための取り組みが現実的かと思います。

教育サイドと精神保健福祉センターとの連携チャネルの構築・確保を図ることが必要です。

2. 「社会内における適切な指導及び支援」の推進—社会貢献活動への参加促進—

某民間薬物依存症「回復」施設(某ダルク：(Drug Addiction Rehabilitation Center))では、かつて、入寮者たちによる駅前清掃活動を実施したことがあります。(ただし、この活動は住民・行政との交渉手順を踏んでいなかったため、活動を中止せざるを得なかつたのですが。)

薬物依存症者にとって、社会活動への参加は大切な活動であり、「回復」のためには大切にしたい活動です。ただし、そのような活動への志向性を持っていても、往々にして、民間施設・活動では、そのためにはどのような手続き・手順が必要なのかを知りません。これは「民間の団体等に対する援助（第23条）」に関連することにもなりますが、ボランティア活動を行いたいと考えた際の「相談窓口」等の周知・整備をお願いしたいと思います。小さな活動でも、自治体サイドが、民間施設・活動に手順等を指導する等のサポートをすれば、小さなことですが、一つの官民共同活動になると思います。そして、それが、薬物依存症からの「回復」への一歩になり、再犯防止への一歩にもなると思います。

第 21 条により、「矯正施設における処遇を経ないで、又は・・・矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び処遇」することが可能となつたため、その具体案策定を推進していただきたいと思います。

第 3 回 「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」

【17 条、第 21 条】への追加

埼玉県立精神医療センター 和田 清

1. 生活保護の受給地と福祉サービスの援護実施地の一体化を

総合支援法の下で福祉サービスを行う場合、利用者ひとりひとりが区市町村の支給決定を受けて、初めて事業所はサービスを行うことができます。区市町村の決定を受けなければ福祉サービスの給付費は支払われないので事業者には 1 円のお金も入りません。ダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center) 利用者は計画的に事前準備して利用に至る人は少なく、実際には、ある日突然利用開始するケースがほとんどですから、支給決定を受けるまでは給付費が入らない期間が 1 ~ 3 ヶ月あります。支給決定に要する期間が一定期間かかるのも困るのですが、もっと困るのは支給決定をどこの区市町村が担当するのか決まらない時です。このようなことは少なくなりません。

例をあげます。新潟県出身の X さんは薬物依存症で底をつけ（どうにもこうにもたらいかなくなること）、さいたま市 A 区内で路上生活をしていました。屋外での生活もままならなくなり、さいたま市 A 区に生活保護を申請して受理され、短期保護施設に入所しました。1 週間ほどで Y ダルク（山梨県 B 市）に入所が決まり移動しました。そこでクリーン（薬物を使わない生活）を続け、1 年後に就労のため T ダルク（東京都）に移動しました。T ダルクでは法人の運営するダルクホームという福祉ホーム（荒川区）に入居しました。ダルクホームからダルクセカンドチャンス（台東区）という日中活動の事業所に通いながら就労活動をして自立を目指す目標を立てました。ダルクセカンドチャンス（台東区）は総合支援法下で運営している事業所なので、X さんの福祉サービスの支給決定が必要になります。法律では援護実施は障害者の居住地の区市町村が担うことを規定しています。しかし特例措置もあり居住地が法内施設（グループホーム、福祉ホーム等）である場合は前居住地が援護実施地になることも規定しています（障害者総合支援法第 19 条）。また、病院や矯正施設にいた場合も入院入所する前の居住地になります。従って X さんの援護実施の支給決定は特例措置により現居住地の荒川区ではなく山梨県 B 市ということになります。そこで、山梨県 B 市の行政担当者と連絡を取るのですが、「検討します」との解答後何日か経って「生活保護受給地であるさいたま市 A 区に援護実施責任があるのでは」と言われました。すぐにさいたま市 A 区の担当者と連絡を取り「検討します」との返答で再び何日か待たされ「やはり原則からいえば援護地は山梨県 B 市です」と言わされた次第です。その後、さいたま市 A 区と山梨県 B 市で話し合ってもらい、ようやく援護地は山梨県 B 市と決まり、後日、荒川区から山梨県 B 市まで本人とスタッフで電車で数時間かけて手続きを行った次第です。

同時に、総合支援法下の施設を利用するには障害者であることの証明が必要であり、精神保健福祉手帳か障害者年金か自立支援医療受給かいずれかを取得していかなければなりません。薬物依存の場合、理由は色々と考えられますが、そのどれも取得していない人が少なくありません。その場合、最後の手として、主治医に診断書（ICD-10 のコード要）を書いてもらい提出します。しかし主治医といつてもいきなり初診で依存症の診断書を書く

医師はあまりおりませんから、これも時間がかかります。Xさんの場合には、荒川区に移ってきてすぐに某メンタルクリニックに通院を開始し、自立支援医療受給のための診断書ができた段階で、さいたま市A区に申請し(自立支援医療に関してはなぜか生活保護の受給地が援護実施地になると規定されています)、そこで発行された自立支援医療申請書を持って山梨県B市まで行くわけです。ここまで約2ヶ月かかりましたが、これでも早い方です。

以上のような手続きをしている間に2~3ヶ月経ってしまい、ようやく申請にこぎつけた時には本人は所在不明になっていることもあります。

また、前居住地が1年ぐらいしかいなかつた人口何万人という小都市であった場合、援護実施の給付のお願いに行くのもダルクとしては「何か申し訳ない気持ち」になると言います。地域生活支援という観点から見れば、地方の行政担当者や保健師と日常的に連携するのは現実的には無理があり、書類のやり取りだけになりますので、行政はお金を出すだけで人間的な関わりがなく、これでは地域支援になりません。

以上のように、障害者総合支援法では援護実施の「居住地」がどこになるのか難しい問題を孕んでいます。これはダルクという特殊性にもあります。ダルクの利用者は底をついた場所が必ずしも生まれ育った地元ということではなく、地元親元を離れて、転々とした挙げ句行き着くのが生活保護受給地です。生活保護が受けられたはいいけれども、居住地はダルクとなります。しかし、都会では誘惑が多く、薬を止めるためには人間関係も変える必要があり、そのために、地方のダルクで生活してもらうことが少なくありません。その後、クリーンが続いて東京に戻ってきて仕事を探して自立するパターンは非常に多いパターンです。

上記のような問題を解決するには「生活保護と福祉サービスが一体になる」ことが必要です。

2. 福祉サービスの利用期限（2年）についての周知徹底を

地方のダルクから戻ってきたAさんを必要書類が揃ったので福祉サービス受給の申請に伺ったところ、支給決定を出す区の担当者から「Aさんは以前、ダルクの自立訓練を1年半使っているので、あと半年ですね。」と説明があり、Aさんも「あと半年でなんとか就職、自立しないといけない」という漠然とした不安感を持っていました。気になったので「もし半年で自立まで行かなければ、また再申請できますか？」と質問したところ、担当者は「このサービスは生涯で2年しか使えません」と断言されました。

しかし、本来、自立訓練や就労移行の利用期限2年（市町村審査会の個別審査を経て必要な場合は、最大1年間の更新可能）は、一生涯でなく、何度でも使えるはずでありながらも、自治体担当者の間違った理解のもとで、制度説明が行われ、運用されていることがわかりました。

この事例以外にも区市町村ごとで支給決定のあり方が様々ですが、依存症者本人の回復に関わることなので、各自治体で間違った説明や運用がないよう、依存症当事者が当たり前に受けられる権利が奪われないような配慮が必要かと思います。

上記は、権利だ配慮だと声を荒らげたり、規定を悪用して長期間にわたって繰り返し使って、利益優先の「貧困ビジネス」化するつもりのものではありません。ダルクでの支援は半年で終わる人もいれば、行ったり来たりして5年かかる人もいて、依存症の回復は個人によって速度が変わります。どんな依存者でもひとりひとりに粘り強く関わって回復自立に導くのがダルクのそもそもの仕事であり哲学です。

支給決定をめぐる上述のような混乱を解消するため、国から自治体に対しての通知、もしくは自治体支給決定事務要領やQ&Aへの明記が必要かと思います。